505

100007

主権なきネイションと移民政策 一スコットランドのアサイラム・シーカーを事例に一

Nation without sovereignty and the immigration policy: a case of asylum seekers in Scotland

山口 覚(関西学院大学)

YAMAGUCHI Satoshi (Kwansei Gakuin University)

キーワード:アサイラム・シーカー(庇護申請者), 難民, 移民政策, 権限委譲, イギリス, スコットランド keywords: asylum seeker, refugee, immigration policy, devolution, United Kingdom, Scotland

1. 権限委譲と移民政策

イギリスのスコットランドは 1999 年に実施された権限委譲によって一定の自治権を得た (山口, 2007)。「自国」を統治する権限がロンドンのウェストミンスター議会からスコットランド議会へと委譲されたのである。現在のスコットランドではイングランドとの歴史的な確執もあってナショナリズムが興隆し、独立論も強まっている。イギリスからの独立を党是とするスコットランド国民党 (SNP) は 2007 年選挙でついにスコットランド議会の第一党となった。

しかしながら軍事や外交,移民政策などの権限はなおもロンドンが握っている。それらはいずれも国家の主権に密接に関わるものである。スコットランドではネイションが強力に想像されつつも、そこに含まれる人々を境界づける主権権力が十全には発現し得ないような状態にある。

このように限定つきの権限委譲ではあるが、スコットランド政府(行政府)は「自国」を意識した諸政策を打ち出している。それはSNP政権が発足する以前の労働党政権下でも同様であった。たとえばスコットランドでは人口減少が続いており、「象徴としての500万人」という言葉によって人口の維持・増加が主張され、「フレッシュ・タレント政策」という移民導入政策が2004年に開始された(Scottish Executive、2004)。これはあくまでも内務省が認める範囲内で実施されるものではあるが、スコットランド政府は移民を求めるPRをポーランドを始めとした諸外国で、独自におこなっている。

ウェストミンスター議会や内務省は概して移民の流入制限の姿勢を強めている。EU全体での「ヨーロッパの要塞化」のために、また保守党のレイシスト・キャンペーンに対抗するために、労働党政権でも厳しい移民政策が採られてきた(Kelly, 2000, p.35)。こうした動向に対し、権限委譲後のスコットランドでは、同国がイングランドよりも移民に寛容であるとの自己表象が確認できる(山口, 2007/2008)。ナショナリスト政党のSNPでさえシビック・ナショナリズムをうたって移民重視の姿勢を強調する。スコットランド政府は移民政策をめぐってロンドンとの間で交渉と対立を続けている。

こうした権力の二重構造に置かれたスコットランドにおい

て、アサイラム・シーカー (庇護申請者) がいかに遇されて いるかを紹介するのが今回の発表目的となる。

2. イギリスのアサイラム・シーカー

(1) 主権と難民認定

ここで言うアサイラム・シーカーとは、被害・迫害を受け る可能性のある出身国から避難し,1951年のジュネーブ条約 で規定された「条約難民」としての認定を受入国に求める人々 のことである。しかし難民認定には大きな問題がある。「難民 問題というのは主権国家内部では解決が不可能なため国際機 関が必要になったという経緯がある。……ところが難民認定 に関して、ジュネーブ条約は各国の主権を全面的に認めてい る」(鵜飼, 2002, p.55)。 難民やアサイラム・シーカーとは, 「生まれと国民の結びつきにはじまり人間と市民の結びつき にいたる国民国家の基礎的な諸範疇を根源的なしかたで危機 にさらす、まさしく限界概念」(アガンベン、2003、p.185) なのであり、そうした「危機」を回避するには彼ら/彼女ら を「例外状態」とし、生殺与奪を欲しいままにすることが必 要となる (北川、2007 も参照)。 それが近代ネイションの主 権権力を保障するのである。出身国に戻ると迫害を受ける危 険性のある難民は「ノン・ルフールマン原則」によって送還 が禁じられているが、実際には難民の定義をめぐる受入国の 裁量一つで容易に反故にされてしまう。イギリスでは申請者 の約1割が認定され、約2割に人道上の特別在留許可が認め られ、約1割が不服審判によってこれらいずれかの地位を与 えられてきた (寺尾, 2004)。 反対に言えば、 アサイラム・ シーカーの 10 人中6人は送還という裁定を受けてきたので ある。

(2) NASS による強制分散政策

イギリスにおける現在のアサイラム政策の特徴として,内 務省入国管理・国籍局管轄の NASS (National Asylum Support Service, 2000 年設立) による「強制分散政策」 (policy of compulsory dispersal) が挙げられる (Wren, 2004, 長島, 2006 など)。イギリスでは、アサイラム・シー カーは特定の施設に収容されるのではなく、地方自治体が所有する公営住宅に配分され居住する。これは、できるだけ早く認定難民をイギリス社会に定着させるという建て前のもと、ロンドン周辺へのアサイラム・シーカーの集中を避け、余剰公営住宅のある自治体に負担を分散させるためのものである(Wren, 2004)。それぞれの申請者は、短くとも半年間、長ければ数年以上かかり、プロセスも不明瞭であるという審査の結果を、各自に割り当てられた居住地で個々に生活しながら待つという不安定な状態に置かれ続ける。

図1は2006年におけるアサイラム・シーカーの地方別受入数を示している。グレーター・ロンドンを含むイングランド南部には少なく、イングランド中部やスコットランドに多くなっている。また図2は自治体(都市)別受入数を示している。グラスゴーが最多となり、リーズ、バーミンガムがこれに続く。いずれも重工業が衰退傾向にあり、労働者向けの公営住宅に余剰のある自治体である。

この発表では、スコットランドに配属されたアサイラム・シーカーに関して、特に難民認定に失敗した人々の処遇を中心に報告したい。内容は主に 2006~2007 年についてのものである。

Northern freland Scotland North East Scotland North East 3360 Yorkshire and the Humber Humber North West 6515 7750 East of England South East South Ea

図1 地方別受入数 (2006年)

参考文献

アガンベン, 高桑和巳訳 (2003)『ホモ・サケル―主権権力 と剥き出しの生―』以文社, 283 頁。

鵜飼 哲 (2002)「難民問題の現在」現代思想 30-13, 48-59 頁。

北川真也 (2007)「現代の地政学における例外空間としての 収容所―イタリアの不法移民収容所へ「歓待」する生権力 ―」人文地理 59-2, 1-19 頁。

寺尾美子 (2004)「イギリスにおける難民認定に関わる不服 審判制度」ジュリスト 1267、174-182 頁。

長島美紀 (2006)「イギリスにおける難民保護の取組み」,本間 浩監修,特定非営利活動法人難民支援協会編『支援者のための難民保護講座』現代人文社,89-108頁。

山口 **覚** (2007)「世界最高の『小さな』国へようこそ一現 代スコットランドの変容とホワイト・セトラーズ問題―」 人文論究 57-3, 25-46 頁。

山口 覚 (2008) 「ニュー・スコッツ―現代スコットランド のエスニック/宗教カテゴリーの関係性―」 関西学院史学 35,48-82 頁。

Kelly, E. (2000) Asylum seekers in Scotland: challenging racism at the heart of government, *Scottish Affairs* 33, pp.23–44.

Scottish Executive (2004) New Scots: attracting fresh talent to meet the challenge of growth, Scottish Executive, 24p.

Wren, K. (2004) Building bridges: local responses to the resettlement of asylum seekers in Glasgow, Scottish Centre for Research on Social Justice, 82p.

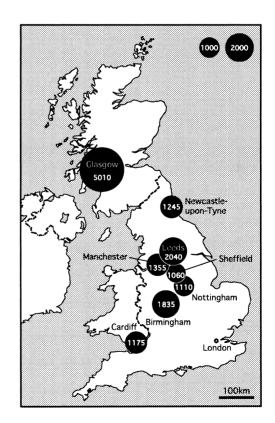


図2 自治体(都市)別受入数(2006年)

Bennett, K., Heath, T. and Jeffries, R. (2007) Asylum Statistics United Kingdom 2006 (3rd edition), Home Office, p.62, Table 8.5 より作成。